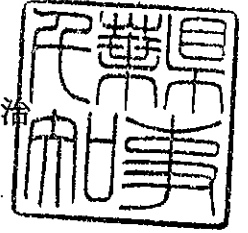




環 第 7 2 7 号  
平成30年12月26日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県知事 鈴木 栄治



一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る  
環境影響評価方法書に対する意見について（通知）

平成30年8月13日付けで送付のあった標記方法書に対する意見について、  
環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第10  
条第1項の規定により、別添のとおり通知します。

一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る  
環境影響評価方法書に対する意見

本事業は、市川市と成田市を結ぶ延長約43kmの幹線道路として計画されている北千葉道路のうち、市川市から船橋市までの約15km区間について、自動車専用道路（4車線）と一般国道（4車線）を一体的に整備するものである。

事業実施区域及びその周辺は、概ね市街化されており、住宅、学校、福祉施設等への影響に配慮が必要な地域となっている。一方で、市街地に残る良好な自然環境への配慮も必要である。

本事業の実施による環境影響の程度は、道路位置（ルート）、道路構造、施工方法などの事業計画等によって大きく変わるが、方法書においては検討中とし、詳細が明らかにされていない部分がある。このため、今後の事業計画等の検討においては、十分な環境への配慮が求められる。

また、環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法についても、事業計画等を踏まえ適切に選定する必要がある。

については、今後、これらを明らかにした上で、適切に環境影響評価を実施し、当該事業による環境への負荷のより一層の回避又は低減を図るため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要がある。

## 記

### 1 事業計画にかかわる事項

- (1) 事業計画の検討に当たっては、本事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減する計画とすること。
- (2) 今後、事業計画の詳細を明らかにし、環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法等を精査した上で、適切に環境影響評価を実施すること。また、道路位置（ルート）、道路構造等について、検討の経緯や選定理由を明らかにすること。
- (3) 工事計画について、施工区域、施工工程等の詳細を明らかにすること。また、資材等運搬車両の経路の検討に当たっては、周辺の住環境に最大限配慮すること。

## 2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### (1) 全般にかかわる事項

- ① 環境影響評価の実施に当たっては、環境影響評価項目を適切に選定し、最新の知見を基に、調査、予測及び評価を定量的に行うとともに、具体的な環境保全措置の検討を行うこと。
- ② 施工時の建設機械の稼働及び資材等運搬車両の運行に係る大気質、騒音等の調査地点、予測地点、予測対象時期等の選定に当たっては、施工区域、施工工程等の工事計画を示し、建設機械及び車両の使用時期や台数等を明らかにすること。また、調査地点等の選定理由を示すこと。  
予測対象時期については、対象事業実施区域が広範であり、予測地点ごとに設定すべき時期が異なると想定されることから、工事計画を踏まえ、適切に設定すること。
- ③ 供用時の自動車の走行等に係る大気質、騒音等の調査地点、予測地点、予測対象時期等の選定に当たっては、道路構造や計画交通量等を明らかにすること。また、調査地点等の選定理由を示すこと。
- ④ 計画交通量について、交通量の推計方法や推計に用いた交通ネットワーク等の前提条件を具体的に示すこと。  
なお、本事業は、「成田空港等の拠点への広域高速移動の強化」を目的の一つとしており、将来の成田空港の拡大等の影響を大きく受けると想定される。ついては、計画交通量の算定に当たっては、空港拡大等による交通量の増加等を考慮すること。
- ⑤ 予測に用いる現況値等については、東京外かく環状道路等周辺道路の供用による最新の状況を踏まえ設定すること。
- ⑥ 本事業の実施により、周辺道路では交通量が増加し、また交通流も変化すると想定されることから、周辺道路の現況について調査した上で、予測及び評価を行うこと。
- ⑦ 対象事業実施区域のうち、鎌ヶ谷市から船橋市までの間においては、一般部4車線が整備済みであることから、大気質、騒音等の予測に当たっては、当該4車線の交通量及び交通流の変化を適切に反映すること。

### (2) 大気質にかかわる事項

- ① 大気質の予測に当たっては、道路構造（平面、高架、掘割、トンネル坑口、インターチェンジ等）ごとの影響が適切に反映できる手法を選定すること。

② PM<sub>2.5</sub>について、今後の予測技術の進展に応じた予測、評価の実施について検討すること。

(3) 騒音及び振動にかかわる事項

騒音及び振動の予測に当たっては、道路構造（平面、高架、掘割、トンネル坑口、インターチェンジ等）ごとの影響が適切に反映できる手法を選定すること。

(4) 水質にかかわる事項

① 施工時の水の汚れについて、地盤改良等により周辺水域への影響が想定される場合は、環境影響評価項目に追加し、調査、予測及び評価を行うこと。

② 供用時の水質について、路面排水、特にファーストフラッシュによる周辺水域への影響を検討し、必要に応じて対策を講じること。

(5) 水文環境にかかわる事項

水文環境に係る地下水の流れ及び水位について、トンネル等地下構造となる箇所では、施工方法によって影響が異なる。については、当該箇所での施工方法を明らかにした上で、調査、予測及び評価を行うこと。

(6) 動物、植物及び生態系にかかわる事項

① 動植物・生態系について、本事業の実施により、連続した樹林環境等が分断、縮小されることを踏まえ、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

② 動植物の調査に当たっては、事業特性や地域特性を踏まえ、調査地点、調査ルート、調査頻度やトラップ数等を適切に設定すること。特に、文献において生息が確認されている重要な動植物については、適切に調査を行うこと。

③ 生態系について、事業特性や地域特性を踏まえ、上位性、典型性及び特殊性の各視点から、注目種及び群集を適切に選定すること。

(7) 景観にかかわる事項

景観について、高架構造で市街地を通過することから、多くの人が集まる駅や公園等、生活者の視点を考慮した眺望点についても選定すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場にかかわる事項

人と自然との触れ合いの活動の場について、活動の場が残されていても、地域の分断等により人がその場所へ移動することが困難になる場合も想定される。については、人の動線を考慮するなど、利用者の視点を踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。

(9) 廃棄物にかかわる事項

廃棄物等について、道路位置、道路構造、施工方法等により発生量は変わると想定される。については、施工方法等を明らかにした上で、伐採木も含めた発生量の調査、予測及び評価を行うこと。

3 その他の事項

それぞれの環境影響評価項目の評価について、現況と将来を比較するなど、本事業の実施による環境負荷の程度を分かりやすく示すこと。

以上